

令和3年5月26日

## 資料2

### 令和3年度 第1回飯山市地域公共交通会議

#### (1) 飯山市地域公共交通計画の策定について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条では、地方公共団体に対し、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならない旨を定めている。

また同条第7項では、地域公共交通計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者（以下、「住民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講じることが地方公共団体に義務付けられている。

飯山市では令和3年度に飯山市地域公共交通計画を作成する予定であることから、作成にあたって住民等の意見を反映するため、規約第3条第3号に基づき、飯山市地域公共交通計画の策定について、この会議で協議する。

#### ○今年度の主な協議事項

- 1 各種調査結果を踏まえた公共交通の問題点・課題の整理
- 2 基本方針・運行計画素案について
- 3 計画書素案について
- 4 パブリックコメント等の結果報告、計画書承認について